

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第12号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可を要しない港湾施設)</p> <p>第7条の2 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場（以下「第1駐車場等」という。）<u>並びに香西西地区港湾緑地のパークゴルフ場（専用使用により利用する場合を除く。）及びシャワー室</u>については、条例第8条第2項の規定による許可は、要しないものとする。</p> <p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>会議室使用許可申請書 第6号様式の5の4</u></p> <p>(10) <u>香西西地区港湾緑地パークゴルフ場使用許可申請書 第6号様式の5の5</u></p> <p>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</p> <p>第8条の7 略</p> <p>(パークゴルフ場等の利用時間)</p> <p>第8条の8 <u>香西西地区港湾緑地のパークゴルフ場、会議室及びシャワー室（以下「パークゴルフ場等」という。）を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、</p>	<p>(使用の許可を要しない港湾施設)</p> <p>第7条の2 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場及びキャッスルプロムナード駐車場（以下「第1駐車場等」という。）については、条例第8条第2項の規定による許可は、要しないものとする。</p> <p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 条例第8条第2項の規定により港湾施設の使用の許可を受けようとする者は、港湾施設の種別に応じ次に定める様式の許可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事において特別の理由があると認める場合は、口頭であることができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</p> <p>第8条の7 略</p>

パークゴルフ場等を利用することができる時間を変更することができる。

(パークゴルフ場等を利用することができない日)

第8条の9 パークゴルフ場等を利用することができない日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、パークゴルフ場等を利用することができない日を変更し、又はパークゴルフ場等を利用することができない日を設けることができる。

(パークゴルフ場等の入場の制限等)

第8条の10 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、パークゴルフ場等内への入場を拒否し、又はパークゴルフ場等内からの退場を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼす行為をする者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、パークゴルフ場等の管理上支障があると認められる者

(料金の徴収除外)

第9条 略

(料金の徴収除外)

第9条 略

第6号様式の5の4 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

会議室使用許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

会議室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 会 議 室	
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 数	人
連 絡 先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	F A X 番号
備 考	

第6号様式の5の5（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

香西西地区港湾緑地パークゴルフ場使用許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

次のとおり香西西地区港湾緑地パークゴルフ場における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

目 的	
大 会 名	
使 用 団 体 名	
使 用 期 間	年 月 日 時 分 から
	年 月 日 時 分 まで
大会参加人数	人
用 具 貸 与	式
使 用 料	※
備 考	

注 1 該当しない字句は、抹消してください。

2 ※欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和元年7月29日から施行する。